

共済満期 特別定期貯金

〈取扱期間〉

令和6年3月1日(金)から

令和7年2月28日(金)

※金利状況によって変更の可能性がございます。

JAの
定期貯金で
もっともって
安心に

①スーパー定期 (M型)〈単利型〉1年もの (自動継続)

②大口定期貯金 1年もの (自動継続)

店頭表示金利

十年 **0.03%**

上乘せいたします

- 対象／当JAの共済満期金の受取から1ヶ月以内の個人(一時払いを含む) ※年金共済は対象外となります。
 - 預入方法／証書式・通帳式(総合口座含む)
 - 預入限度額／100万円以上共済金の範囲内
 - 適用金利／店頭に表示する該当種類の1年もの定期の金利に年0.03%上乘せる。
- ※上記適用金利は初回の満期日まで。

お問い合わせ・ご相談はお気軽にお近くのJA窓口までお尋ねください。

〈共済満期特別定期貯金 商品概要説明書〉

(令和6年3月1日～令和7年2月28日適用)

1. 商品名	・共済満期特別定期貯金（スーパー定期貯金（M型）〈単利型〉）（大口定期貯金）
2. 販売対象	・当JAの共済満期金の受取から1ヶ月以内の個人 ※年金共済は対象外 ※共済満期金の分散は対象外
3. 期間	・定型方式 1年（自動継続〈元金継続または元利金継続〉の取扱い）
4. 預入方法 (1) 預入方式 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位 (5) 限度額	・証書・通帳（総合口座含む） ・一括預入 ・100万円以上 ・1円単位 ・共済満期金の範囲内
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 店頭金利情報の入手方法	・預入時の店頭に表示する該当種類の1年もの定期金利に年0.03%を上乗せした利率を初回の満期日まで適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 (1,000万円以上のお口定期貯金の場合はマル優の取扱いはできません) ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 『スーパー定期貯金』 ①6ヶ月未満 解約日における普通貯金利率 ②6ヶ月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回る時は、その普通貯金利率によって計算します。 『大口定期貯金』 ①預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合 次の②の算式により計算した利率と解約日の普通貯金利率のうちいずれか低い利率。 ②預入日の1ヶ月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回る時は0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ 基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0283-24-3712）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）